

フリーランスの取引に関する法律が
11月1日から施行されます！

令和6年度

フリーランス・事業者間 取引適正化等法 説明会

フリーランス・事業者間取引適正化等法とは・・・

特定業務委託事業者（組織たる企業）が特定受託事業者（フリーランス）に業務を委託する場合に適用となる法律です

この法律はフリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています

業務を外部に委託する企業の責任者の方
ふるってご参加ください！

オンライン参加も可能です！

※オンライン会議システムZOOMを使用します。

要申込
定員になり次第
締め切りとさせて
いただきます。

日 時 令和6年10月10日（木）13：30～15：30
（13：00～受付）

場 所 香川労働基準会館（高松市郷東町436-3）

定 員 50名（先着順）+オンライン（zoom）

共 催 厚生労働省 香川労働局
公正取引委員会 近畿中国四国事務所
四国支所

■ お問い合わせ先 香川労働局雇用環境・均等室
TEL 087-811-8924

厚生労働省

香川労働局



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

参加申込については裏面をご覧ください

フリーランス・事業者間取引適正化等法説明会申込方法

右の2次元バーコードもしくはURLからお申込み下さい

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

※URLからお申込みの場合は、開催する労働局に関し香川を選択し説明会の開催形態が会場かオンラインかよく御確認の上お申込みをお願いいたします

(会場参加)



(オンライン参加)



※お申込みの際に御提供いただいた個人情報は、説明会の管理運営のみに使用いたします


定員の上限に達した場合は先着順での御参加とさせていただきます


資料は事前に受付サイトに掲載いたしますので事前に必要に応じ適宜印刷をお願いいたします


※育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法についても説明を行います


フリーランス法に関するQ&A


Q1.この法律におけるフリーランスは①～⑤のうちどれ？(複数回答有)

①  僕はフリーのカメラマンです。主に飲食系の企業から宣材写真の撮影を委託されています。

②  私はA鉄工所に仕事をもらう一人親方の溶接工です。A溶接所では5名フルタイム労働者がいるようです。

③  私はWebデザイナーです。企業からHPの作成を委託されています。基本的には一人ですが、手が足りないときは1週間以下の短い期間で労働者を雇うこともあります。

④  僕は運送の仕事をしています。B運送やその他の運送会社の下請として個人事業主として業務を行っています。B運送は自社の配送員がいるようですが、一部の仕事を下請に出しています。

⑤  私は個人のインストラクターです。Cフィットネスクラブと委託契約をしています。Cフィットネスクラブのインストラクターは全員委託契約ですが、事務員はフルタイムの労働者のようです。

Q2.この法律でフリーランスに該当しない業種は？

A1. ①～⑤すべてフリーランスに該当します。用務を委託する場合は、委託する相手方がフリーランスに該当する可能性があることご注意ください。たとえ労働者を雇用していてもフリーランスに該当する場合があります。

※週の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用している場合はフリーランスに該当しません。

A2. フリーランス法の適用対象に、業種・業界の限定はありません。